

日立市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日立市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月10日提出

日立市長 小川 春 樹

---

(提案説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

## 日立市手数料条例の一部を改正する条例

日立市手数料条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表1 証明、謄本・抄本の交付及び閲覧関係の表中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第25項までを1項ずつ繰り上げる。

### 附 則

この条例は、市長が規則で定める日から施行する。